



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月17日火曜日 第1804号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	882
指定自立支援医療機関の指定.....	883
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	884
道路の区域変更(県道大三島環状線).....	885
道路の供用開始(").....	886
道路の区域変更(県道大三島環状線).....	886
道路の供用開始(").....	886
道路の供用開始(県道糸山公園線).....	886
道路の区域変更(県道玉川菊間線).....	886
道路の供用開始(").....	887
道路の区域変更(県道今治丹原線).....	887
道路の供用開始(").....	887
道路の区域変更(県道玉川菊間線外).....	888
道路の供用開始(").....	888
道路の区域変更(一般国道317号).....	888
道路の供用開始(").....	889
道路の区域変更(県道今治丹原線).....	889
道路の供用開始(").....	889
道路の供用開始(一般国道317号).....	889
道路の区域変更(県道今治丹原線).....	890
道路の供用開始(県道波方環状線).....	890
道路の区域変更(県道北条玉川線).....	890
道路の供用開始(").....	890
道路の区域変更(県道朝倉伊予桜井停車場線).....	891
道路の区域変更(県道大西波止浜港線).....	891
道路の区域変更(県道大西波止浜港線).....	891
道路の供用開始(").....	891
道路の区域変更(県道大島環状線).....	891
道路の供用開始(").....	892
道路の区域変更(県道大三島環状線).....	892
道路の供用開始(").....	892

教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....	892
---	-----

教育委員会告示

平成19年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....	896
平成19年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項.....	898
平成19年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項.....	899

告 示

○愛媛県告示第1491号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ北宇和島店
宇和島市伊吹町1530
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社デオデオ
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
代表取締役 友則 和寿
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社デオデオ
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
代表取締役 友則 和寿
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年5月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,645平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
120台
イ 駐輪場の収容台数
87台
ウ 荷さばき施設の面積
422.78平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
143.46立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成18年9月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1492号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
中川内科	伊予郡砥部町高尾田51番	伊予郡砥部町 医療法人中川内科 理事長 中川 和彦	精神通院医療	平成18年 10月1日
医療法人隣善会西条道前病院新居浜診療所	新居浜市西町1-12	西条市 医療法人隣善会西条道前病院 理事長 佐々木 秀夫	精神通院医療	平成18年 10月1日
こおり心療内科	松山市中央一丁目12-38	松山市 郡 明文	精神通院医療	平成18年 10月1日
財団法人正光会平山診療所	南宇和郡愛南町御荘平山7番地	宇和島市 財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成18年 10月1日
財団法人正光会御荘病院	南宇和郡愛南町御荘平山846番地	宇和島市 財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成18年 10月1日
財団法人正光会今治病院	今治市高市甲786番地13	宇和島市 財団法人正光会 理事長 渡部 三郎	精神通院医療	平成18年 10月1日
石本神経科内科	松山市大手町一丁目14の1	松山市 石本 祐友	精神通院医療	平成18年 10月1日
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	松山市 愛媛県知事 加戸 守行	精神通院医療	平成18年 10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269番地1	松山市 社会福祉法人恩賜財団済生会愛媛県済生会 業務担当理事 夏井 幹夫	精神通院医療	平成18年 10月1日
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八幡浜市 八幡浜市長 高橋 英吾	精神通院医療	平成18年 10月1日
石丸小児科	松山市三番町六丁目5の1	松山市 医療法人石丸小児科 理事長 中野 省三	精神通院医療	平成18年 10月1日
医療法人誠志会砥部病院	伊予郡砥部町麻生40番地1	松山市 医療法人誠志会 理事長 山本 美佐子	精神通院医療	平成18年 10月1日
医療法人本条脳神経外科・外科	大洲市東大洲157番地2	大洲市 医療法人本条脳神経外科・外科 理事長 本条 征史	精神通院医療	平成18年 10月1日
財団法人創精会松山記念病院	松山市美沢一丁目10番38号	松山市 財団法人創精会 理事長 山岡 正規	精神通院医療	平成18年 10月1日
訪問看護ステーションみさわ	松山市美沢一丁目10番38号	松山市 財団法人創精会 理事長 山岡 正規	精神通院医療	平成18年 10月1日
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	新居浜市 住友金属鉱山株式会社 別子事業所長 林 廣志	精神通院医療	平成18年 10月1日
医療法人眞理神経クリニック	松山市千舟町八丁目72番地1	松山市 医療法人眞理神経クリニック 理事長 越智 眞理子	精神通院医療	平成18年 10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会小田病院	喜多郡内子町小田130番地	松山市 社会福祉法人恩賜財団済生会愛媛県済生会 業務担当理事 夏井 幹夫	精神通院医療	平成18年 10月1日
医療法人清和会ホスピタル	松山市柳原739番地	松山市 医療法人清和会 理事長 鶴井 雅敏	精神通院医療	平成18年 10月1日
国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	松山市 国立大学法人愛媛大学 学長 小松 正幸	精神通院医療	平成18年 10月1日
兵頭クリニック	伊予郡松前町大字中川原456番地	伊予郡松前町 医療法人兵頭クリニック 理事長 兵頭 一嘉	精神通院医療	平成18年 10月1日

おぐに薬局和泉店	松山市和泉南5-4-30	松山市 株式会社おぐに 代表取締役 三浦 稔	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
同源堂薬局	松山市末広町10番地3 稲葉ビル1階	松山市 兵頭 忠	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
同源堂三番町薬局	松山市三番町四丁目6-21	松山市 有限会社同源堂 代表取締役 兵頭 禮子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
みゆき薬局	松山市山越三丁目5-26	松山市 宮内 芳子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
株式会社友岡薬局	松山市立花一丁目1-5	松山市 株式会社友岡薬局 代表取締役 友岡 昌晴	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
株式会社友岡薬局平井店	松山市平井町甲2351	松山市 株式会社友岡薬局 代表取締役 友岡 昌晴	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
明石薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463-2	南宇和郡愛南町 有限会社アカシファーマシー 代表取締役 明石 博文	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
有限会社大西薬局	四国中央市中之庄町1593	四国中央市 有限会社大西薬局 代表取締役 大西 政司	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
有限会社アップル薬局	松山市生石町473	松山市 有限会社アップル薬局 代表取締役 藤田 皓二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
ハッピー薬局	松山市東垣生町135-4	松山市 株式会社ハッピーファーマシー 代表取締役 新野 和幸	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
オリーブ薬局	松山市岩崎町二丁目9-7	松山市 有限会社オリーブ薬局 代表取締役 伊達 智一	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
ちひろ薬局大手町店	松山市大手町一丁目11番地1	松山市 株式会社ちひろ 代表取締役 武馬 和子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日
コスモ薬局川之江店	四国中央市妻鳥町435-1	四国中央市 有限会社ネオファルマー 代表取締役 香川 将章	精神通院医療 (薬局)	平成18年 10月1日

○愛媛県告示第1493号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年9月21日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利子補給率			農業近代化資金 の種類	利子補給率		
	法第2条第2 項第1号、第 2号及び第4 号に掲げる融 資機関が同条 第1項第1号 に掲げる者に 貸し付ける場 合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第4号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合		法第2条第2 項第1号、第 2号及び第4 号に掲げる融 資機関が同条 第1項第1号 に掲げる者に 貸し付ける場 合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第4号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合
1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必	年1分2厘5 毛	年1分2厘5 毛	年4厘	1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必	年1分2厘5 毛(青年農業 者に農業生産 又は農産物処 理加工に伴つ	年1分2厘5 毛	年4厘

要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）				要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	て生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合にあっては、年1厘を加算する。		
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	同上	同上	同上	2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年1分2厘5毛	同上	同上
3 省略				3 省略			
4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	同上	同上	同上	4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年1分2厘5毛（青年農業者に貸し付ける場合にあっては、年1厘を加算する。）	同上	同上
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	同上	同上	同上	5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年1分2厘5毛	同上	同上
6・7 省略				6・7 省略			

○愛媛県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸7127番3から 同町瀬戸7237番3まで	旧	メートル 88～31.0	キロメートル 0.239	
			新	13.0～60.0	0.230	

○愛媛県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸7127番3から 同町瀬戸7237番3まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町盛3851番から 同町盛2773番地先まで	旧	メートル 8.0~10.0	キロメートル 0.064	
			新	13.6~15.0	0.064	

○愛媛県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市上浦町盛3851番から 同町盛2773番地先まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	糸山公園線	今治市高部字旭方甲158番25から 同市波止浜字高部下13番7まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾1134番 4	旧	メートル 4 3 ~ 5 8	キロメートル 0.013	
			新	9 4 ~ 21 4	0.013	
"	"	今治市菊間町松尾1202番 3	旧	4 9 ~ 6 5	0.017	
			新	6 5 ~ 16 2	0.017	
"	"	今治市菊間町松尾1269番 3	旧	5 4 ~ 10 4	0.017	
			新	5 4 ~ 11 3	0.017	
"	"	今治市菊間町河之内245番 1 地先から 同町河之内185番地先まで	旧	5 6 ~ 7 4	0.025	
			新	6 2 ~ 8 0	0.025	

○愛媛県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾1134番 4	平成18年10月17日
"	"	今治市菊間町松尾1202番 3	"
"	"	今治市菊間町松尾1269番 3	"
"	"	今治市菊間町河之内245番 1 地先から 同町河之内185番地先まで	"

○愛媛県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	今治市山口甲303番 2 から 同市朝倉下甲1204番 4 地先まで	旧	メートル 12 5 ~ 27 8	キロメートル 0.923	
			新	12 4 ~ 43 5	0.923	

○愛媛県告示第1502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市山口甲316番5から 同市朝倉下甲768番7まで	平成18年10月17日
"	"	今治市朝倉下甲761番5から 同市朝倉下甲1204番4地先まで	"

○愛媛県告示第1503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾1275番3	旧	メートル 4.3～5.2	キロメートル 0.012	
			新	4.4～8.0	0.012	
"	東予玉川線	今治市玉川町鈍川字セトノ谷庚390番3	旧	7.2～7.6	0.018	
			新	7.6～29.4	0.018	
"	"	今治市玉川町鈍川字上ヶ原戊377番7	旧	4.7～11.6	0.018	
			新	4.8～11.6	0.018	
"	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙179番25	旧	2.7～2.8	0.009	
			新	17.2～17.5	0.009	

○愛媛県告示第1504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾1275番3	平成18年10月17日
"	東予玉川線	今治市玉川町鈍川字セトノ谷庚390番3	"
"	"	今治市玉川町鈍川字上ヶ原戊377番7	"
"	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙179番25	"

○愛媛県告示第1505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市玉川町龍岡上字力石丁219番8	旧	メートル 16.2～22.8	キロメートル 0.016	
			新	22.6～27.4	0.016	

○愛媛県告示第1506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市玉川町龍岡上字力石丁219番8	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	今治市矢田字向畑甲476番7から 同字甲476番8まで	旧	メートル 2.0～2.5	キロメートル 0.017	
			新	2.0～6.8	0.017	

○愛媛県告示第1508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市矢田字向畑甲476番7から 同字甲476番8まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡下字小川丁117番2地先から 同町龍岡下字妙見前丁108番1地先まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治丹原線	今治市延喜字畑井田甲244番1地先から 同市神宮字吉田甲415番1地先まで	旧	メートル 6.4~17.0	キロメートル 0.238	
			新	14.4~41.2	0.238	

○愛媛県告示第1511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	波方環状線	今治市波方町波方字里甲2264番16地先から 同町波方字石持乙483番8まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字大末甲514番1から 同町龍岡下字大末甲512番4まで	旧	メートル 10.8~37.0	キロメートル 0.166	
			新	10.8~58.5	0.166	

○愛媛県告示第1513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字大末甲514番1から 同町龍岡下字大末甲512番4まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北甲412番1地先から 同市朝倉北甲458番地先まで	旧	メートル 5.8～9.0	キロメートル 0.121	
			新	15.0～30.8	0.119	
"	"	今治市朝倉北甲458番地先から 同市朝倉下甲29番1地先まで 及び 今治市朝倉北甲458番地先から 同市朝倉下甲402番1地先まで	旧	7.5～14.4	0.226	
			新	7.5～14.4 12.0～30.8	0.226 0.115	

○愛媛県告示第1515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大西波止浜港線	今治市大西町脇1838番2から 同町大井浜154番21まで	旧	メートル 16.6～41.6	キロメートル 0.180	
			新	16.6～43.0	0.180	

○愛媛県告示第1516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大西波止浜港線	今治市波方町樋口甲2036番1地先から 同町樋口甲2036番4地先まで	旧	メートル 14.8～19.0	キロメートル 0.038	
			新	14.8～20.0	0.038	

○愛媛県告示第1517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大西波止浜港線	今治市波方町樋口甲2036番1地先から 同町樋口甲2036番4地先まで	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄951番2	旧	メートル 7.4～7.9	キロメートル 0.138	
			新	14.3～17.7	0.138	

○愛媛県告示第1519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄951番2	平成18年10月17日

○愛媛県告示第1520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方1180番2から 同町宗方655番2まで	旧	メートル 6.0～10.8	キロメートル 0.140	
			新	11.4～16.0	0.140	

○愛媛県告示第1521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方1180番2から 同町宗方692番3まで	平成18年10月17日

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	<u>760</u> 120 120	4年	普通科	夜	<u>80</u>	三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	<u>800</u> 120 120	4年	普通科	夜	<u>120</u>
省略								省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科	<u>960</u>					新居浜東高等学校	3年	普通科	<u>1,000</u>				
新居浜西高等学校	3年	普通科 生活文化科	960 <u>40</u>	3年以上	普通科	夜	160	新居浜西高等学校	3年	普通科 生活文化科	960 <u>80</u>	3年以上	普通科	夜	160
新居浜南高等学校	3年	総合学科	<u>400</u>					新居浜南高等学校	3年	総合学科	<u>440</u>				
省略								省略							
西条農業高等学校	3年	生産科学科 農業土木科 グリーン環境科 生活科学科	120 120 120 120					西条農業高等学校	3年	生産科学科 農業土木科 グリーン環境科 生活科学科 食品科学科	120 120 120 120 <u>40</u>				
省略								省略							
今治東高等学校	3年	普通科	<u>160</u>					今治東高等学校	3年	普通科	<u>320</u>				
今治西高等学校	3年	普通科	<u>960</u>	4年	普通科	夜	160	今治西高等学校	3年	普通科	<u>1,000</u>	4年	普通科 衛生看護科	夜	<u>40</u>
省略								省略							
大島分校	3年	普通科	<u>80</u>					大島分校	3年	普通科	<u>120</u>				
省略								省略							
今治工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科 環境化学科 繊維工学科 デザイン科	120 120 120 120 120 120 120	4年	機械科 電気科	夜	<u>80</u> <u>40</u>	今治工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科 環境化学科 繊維工学科 デザイン科	120 120 120 120 120 120 120	4年	機械科 電気科	夜	<u>120</u> <u>80</u>
省略								省略							
岩城分校					普通科	昼 夜	<u>40</u>	岩城分校				4年	普通科	昼 夜	<u>80</u>

弓削高等学校	3年	普通科	200				
省略							
松山東高等学校	3年	普通科	1,240				
松山西高等学校	3年	普通科	160				
省略							
松山北高等学校	3年	普通科	1,200				
省略							
松山商業高等学校	3年	商業科 流通経済科 国際経済科 情報ビジネス科	240 360 120 360	4年	商業科	夜	160
東温高等学校	3年	普通科 商業科	800 240				
省略							
伊予高等学校	3年	普通科	1,120				
省略							
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	480 160				
省略							
内子高等学校	3年	普通科	360				
省略							
八幡浜工業高等学校	3年	機械科 電気科 情報技術科 電気技術科 土木科	120 40 40 80 120				
川之石高等学校	3年	総合学科	440				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	240 120				
土居分校				4年	農業科	昼	120
省略							
宇和島南高等学校	3年	普通科	160	3年以上	普通科	夜	160
宇和島水産高等学校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	— 105 105 105				

弓削高等学校	3年	普通科	240				
省略							
松山東高等学校	3年	普通科	1,280				
松山西高等学校	3年	普通科	360				
省略							
松山北高等学校	3年	普通科	1,240				
省略							
松山商業高等学校	3年	商業科 流通経済科 国際経済科 情報ビジネス科	280 360 120 360	4年	商業科	夜	160
東温高等学校	3年	普通科 商業科	840 240				
省略							
伊予高等学校	3年	普通科	1,160				
省略							
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	480 200				
省略							
内子高等学校	3年	普通科	400				
省略							
八幡浜工業高等学校	3年	機械科 電気科 情報技術科 電気技術科 土木科	120 80 80 40 120				
川之石高等学校	3年	総合学科	480				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	280 120				
土居分校				4年	農業科	昼	160
省略							
宇和島南高等学校	3年	普通科	320	3年以上	普通科	夜	160
宇和島水産高等学校	3年	海洋漁業科 水産食品科 水産増殖科 海洋工学科 海洋技術科	35 105 105 35 70				

吉田高等学校	3年	普通科	240			
		機械科	120			
		_____	_____			
		_____	_____			
		電気電子科	120			
建築科	120					
省略						
南宇和高等学校	3年	普通科	720			
		農業科	120			

備考 1・2 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
しげのぶ特別支援学校	幼稚部	2年保育		10
		1年保育		5
	小学部	6年		
	中学部	3年		
高 等 部	本 科	3年	普通科	76
省略				
第三養護学校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 等 部	本 科	3年	普通科
産業科				48
省略				
今治養護学校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 等 部	本 科	3年	普通科
産業科				48
省略				
宇和養護学校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 等 部	本 科	3年	普通科
産業科				48
省略				

備考

1・2 省略

吉田高等学校	3年	普通科	240			
		機械科	120			
		電気科	40			
		電子科	40			
		電気電子科	80			
		建築科	120			
省略						
南宇和高等学校	3年	普通科	800			
		農業科	120			

備考 1・2 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
しげのぶ特別支援学校	幼稚部	2年保育		10
		1年保育		5
	小学部	6年		
	中学部	3年		
高 等 部	本 科	3年	普通科	68
省略				
第三養護学校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 等 部	本 科	3年	普通科
産業科				42
省略				
今治養護学校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 等 部	本 科	3年	普通科
産業科				42
省略				
宇和養護学校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 等 部	本 科	3年	普通科
産業科				42
省略				

備考

1・2 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（高等学校の入学定員の特例）

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成19年度における第1学年の入学定員は、当

該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	全 日 制 の 課 程	
	学 科	入学定員
三 島 高 等 学 校	普 通 科	240
新 居 浜 南 高 等 学 校	総 合 学 科	120
西 条 高 等 学 校	普 通 科	280
弓 削 高 等 学 校	普 通 科	40
松 山 東 高 等 学 校	普 通 科	400
東 温 高 等 学 校	普 通 科	240
伊 予 高 等 学 校	普 通 科	360
大 洲 高 等 学 校	商 業 科	40
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	電 気 技 術 科	40
川 之 石 高 等 学 校	総 合 学 科	120
南 宇 和 高 等 学 校	普 通 科	200

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学 校 名	全 日 制 の 課 程	定 時 制 の 課 程	備 考
	学 科	学 科	
今 治 南 高 等 学 校 大 島 分 校	普 通 科		平成19年度から生徒募集を停止
野 村 高 等 学 校 土 居 分 校		農 業 科	同

(特殊学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考1本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成19年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	部	学 科	入学定員
しげのぶ特別支援学校	高等部	本科 普 通 科	28

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成19年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成19年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成19年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成19年度県立高等学校の第1学年の募集人員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産

に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の学科について、一括して募集することができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成19年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願

入学志願者は、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は直接）、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。この場合において、全日制の課程と定時制の課程とを併願することはできない。

出願期間は、平成19年2月16日（金）午前9時から同月22日（木）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

3 志願変更

入学志願者は、入学願書受付締切り後、平成19年2月23日（金）午前9時から3月2日（金）正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。

なお、当該期間中の受付時間、変更手続等の詳細については、教育長が別に定める。

4 報告書

中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- (1) 調査書
- (2) 学習成績等一覧表

5 学力検査

入学志願者全員に対して次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

ア 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

イ 定時制の課程

国語を入学志願者全員に受験させることとし、社会、数学、理科及び英語の4教科から2教科を入学志願者に選択させて、計3教科とする。

(2) 検査問題

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(3) 検査期日

平成19年3月8日（木）及び同月9日（金）

(4) 学力検査場

志願先高等学校（本校又は分校）

6 面接及び実技テスト

- (1) 面接は、入学志願者全員に対して行う。
- (2) 実技テストは、工業科のデザイン科の入学志願者に対して行う。
- (3) 面接及び実技テストは、学力検査終了後に行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

- (1) 各高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。
- (2) 全日制の課程については、次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員（推薦入学確約者を除く。以下この号において同じ。）を下回っている場合は、ア及びイ中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

ア 第1選抜

調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1、第2、第3学年において履修した必修教科の評定の合計をいう。以下イにおいて同じ。）が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。

イ 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績（A）、調査書点（B）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点（C）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、A、B及びCの比率は、それぞれAは3～6、Bは2～4、Cは2～4の範囲内とし、A、B及びCの比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

- (3) 定時制の課程については、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成19年3月19日（月）

9 第2次募集

定時制の課程については、第1次募集における合格者が募集人員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。この場合において、学力検査の教科は、第1次募集の場合に準ずる。

学力検査を行う期日は、平成19年4月3日（火）とし、合格者の発表を行う期日は、同月4日（水）とする。

なお、学力検査の方法等の詳細については、教育長が別に定める。

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集人員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集人員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

3 出願資格

- (1) 推薦入学を志願できる者は、平成19年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学校長」という。）が推薦するものとする。

ア 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

イ 当該高等学校・学科に適性、興味・関心を有すること。

ウ 人物が優れていること。

エ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

オ 次の要件のいずれかに該当すること。

(ア) 特別活動において優れた実績を有すること。

(イ) 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

(ウ) 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にとっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

(2) 出願資格の詳細については、各高等学校長が、それぞれの高等学校の教育目標、当該学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

4 出願

推薦入学志願者は、在籍中学校長を経て、高等学校長に推薦入学願書及び自己アピール書を提出しなければならない。

出願期間は、平成19年1月25日(木)午前9時から2月1日(木)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 報告書

在籍中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 推薦書

(2) 調査書

6 学力検査

学力検査は、行わない。

7 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テスト

(1) 推薦入学志願者全員に対して、面接及び集団討論のうちから少なくとも1つ並びに作文及び小論文のうちから少なくとも1つの合わせて2つ以上を行う。

なお、面接、集団討論、作文及び小論文の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テストは、工業科のデザイン科の推薦入学志願者に対して行う。

(3) 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストを行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成19年2月8日(木) 志願先高等学校(本校又は分校)

8 推薦入学者の選抜

高等学校長は、各高等学校、学科等の特色を踏まえて、自己アピール書、報告書並びに面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストの結果等を総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

9 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成19年3月19日(月)

○愛媛県教育委員会告示第9号

平成19年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成19年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成19年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成19年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 160名

愛媛県立松山西中等教育学校 160名

愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成19年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者

(2) 平成19年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願

入学志願者は、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先中等教育学校の校長(以下「中等教育学校長」という。)に入学志願書及び入学志願理由書を提出しなければならない。

出願期間は、平成18年12月18日(月)午前9時から同月25日(月)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 調査書

調査書は、小学校長から中等教育学校長に提出するものとし、その様式等については、教育長が別に定める。

6 面接、作文及び適性検査

(1) 入学志願者全員に対して、面接、作文及び適性検査を行う。

(2) 面接、作文及び適性検査を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成19年1月16日(火) 志願先中等教育学校

7 入学者の選考

(1) 中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(2) 入学予定者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成19年1月22日(月)午前9時

8 入学予定者の欠員の補充

入学辞退その他の理由により、入学予定者に欠員を生じた場合は、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認の上、これを補充する。

なお、欠員を補充する期間、その実施方法等については、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第10号

平成19年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成19年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項

平成19年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成19年度県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 出願資格

入学を志願できる者は、心身の故障が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める程度のもので、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 本科

ア 平成19年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専攻科

ア 平成19年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

3 出願

入学志願者は、在籍学校又は出身学校の校長（以下「在籍学校等校長」という。）を経て（在籍学校及び出身学校のない場合は直接）、志願先学校の校長（以下「志願先校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。

出願期間は、平成19年2月1日（木）午前9時から同月15日（木）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 報告書

在籍学校等校長から志願先校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 調査書

(2) 健康診断票

(3) 眼科診断票（盲学校の入学志願者に限る。）

5 学力検査

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科（普通科を除く。）及び専攻科の入学志願者に対して次により学力検査を行う。

(1) 本科

ア 検査教科

志願先校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成19年3月5日（月）

エ 検査場

志願先の盲学校、聾学校又は養護学校（本校）

(2) 専攻科

ア 検査教科

松山盲学校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第62号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成19年3月5日（月）

エ 検査場

松山盲学校

6 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して行う。

(2) 適性検査

ア 志願先校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、志願先校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日

学力検査の検査期日と同じ日とする。

7 入学者の選抜

志願先校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

(1) 各学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。

(2) 可否の判定に当たっては、報告書並びに学力検査の成績、面接及び適性検査の結果等を総合して判定する。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成19年3月20日（火）